

大牟田市庁舎整備基本計画等発注者支援業務公募型プロポーザル質問書に対する回答書

質疑No.	該当箇所	質疑事項	回答
1	実施要領 P1 3.	実施設計段階ならびに整備工事段階においても、発注者支援業務を委託される予定はございますでしょうか。仮に委託される場合は、どのように発注される予定でしょうか。（本業務の受託者との随意契約など）	実施設計、施工段階においては、DB方式を採用することとしており、DB方式のデメリットであるコスト不透明性の解消のため、CMを導入する予定としております。なお、発注方法については、現時点では未定です。
2	実施要領 P1 3. 仕様書 P5 IV. 3.	基本設計は令和9年12月までに策定し、その後、今回の履行期限である令和10年10月2日までは、「条件整理（実施設計先行分）段階CM」および「DB 方式による実施設計・施工者選定支援」を実施する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施要領 P1 4. 仕様書 P5 IV. 3.	履行期間内の各業務スケジュールについては、業務中に検討を行い、その内容が計画上で妥当性があり、かつ有効なものであった場合は変更することが可能と考えてよろしいでしょうか。	必要があると認められるときは、スケジュールを変更することができると考えています。
4	実施要領 P1 4.及び5.	業務内容や履行期間が変更となった場合は、契約金額等の契約内容の変更をすることが可能と考えてよろしいでしょうか。	必要があると認められるときは、契約内容を変更することができると考えています。
5	実施要領 P2 7. (8) 仕様書 P2 III. 1	実績の要件について「参加表明書提出日までにCM 業務の契約が完了しているものを対象とする」と明記されていますが、業務が契約期間中であっても「基本計画段階、基本設計段階、実施設計段階、工事発注段階」のいずれかの業務が完了していた場合は実績と認められると考えてよろしいでしょうか。	業務が契約期間中でいずれかの業務が未完了の場合は、実績として認められません。
6		業務実績について 同一案件において、複数のフェーズ（段階）を一括で契約している場合、一部のフェーズ（段階）の業務が完了していれば、契約業務の全体が完了していなくても、その完了したフェーズ（段階）の業務は実績としてよろしいでしょうか。	
7		(8)①同種業務 ②類似業務 複数の段階（選定段階、設計段階等）の業務を、一つの契約で締結している案件で、ある段階の業務完了が証明できる場合は、実績として記載してよろしいでしょうか。	
8		業務実績について 同一案件において、業務契約がフェーズ（段階）ごとに分割されている場合、一つの契約につき一つの実績との認識でよろしいでしょうか。	
9	実施要領 P3 7. (10) 仕様書 P1 I. 3. (9)	管理技術者等を補佐する協力事業者を加える場合は、予め書面を提出すると記載されていますが、様式集に該当する書式がありません。今回は提出不要でしょうか？必要な場合、記載すべき項目等ございましたら教えてください。	最優先交渉権者が決定し、契約締結の手続に移行した段階で提出をいただくことを想定しています。
10	実施要領 P3 8. (1)ク	業務実績の確認書類に関して、同種・類似の業務実績を確認（証明）する資料（過去の契約書等）は、守秘義務の観点から、契約金額、また個人情報等に係る箇所は黒塗里等で非表示とさせていただいてよろしいでしょうか。	業務実績等が確認できる範囲において、非表示とすることは可能です。
11	実施要領 P4 8. (3)、9. (4)	参加表明書・企画提案書の提出について 提出資料の「電子データ」について、8. (1)では「ウ、エ、オ及びクに示す資料等は原本をPDF化」との記載ですが、それら以外の資料もすべてPDF化したものを提出する（紙に印刷した資料は不要）との認識でよろしいでしょうか。	PDFでの提出を求めるものは、8. (1)ウ、エ、オです。 集計に必要なものを含むため、様式集（書式1～9）はエクセルデータで提出をお願いします。 その他の資料については、電子データの形式は任意とします。 なお、すべての資料について紙の提出は不要です。
12	実施要領 P6 10.	プレゼンテーションの案内時に「会場の平面図、パソコンの接続形式、モニターの大きさなど」の情報も通知していただけると考えてよろしいでしょうか。	プレゼンテーションに必要な情報については、プレゼンテーション案内時に通知します。
13		以下については後日通知されるプレゼンテーション案内内のお知らせでしょうか。 ・投影画面（「プロジェクター＋スクリーン」または「液晶モニター」） ・接続ケーブル（持参または借用） ・PC側の端子（HDMI等）	
14		プレゼンテーション等を行う部屋のレイアウト（審査員配置、提案者配置、スクリーン位置・サイズなどがわかるもの）をご教示いただくことは可能でしょうか。	
15		プレゼンテーションの参加者の指定（管理技術者、建築・総合担当者 等）や、人数についてご教示ください。また、参加表明書の登録者以外でも、本業務にかかわる担当者であれば、出席者とすることができるという認識でよろしいでしょうか。	
16		参加者が本業務を遂行するにあたり必要と考えて追加で配置する担当者は、プレゼンテーションへの出席は可能と考えてよろしいでしょうか。また、参加人数について制限はありませんでしょうか。（配置する担当者5名以内等）	参加人数等の詳細については、プレゼンテーション案内時に通知します。 また、本業務に直接的に関わる人員であれば、参加表明書に記載のない担当者でもプレゼンテーションへの出席は可能です。
17		プレゼンテーションで映写する資料について 投影画面の見やすさや、説明内容のわかりやすさのために、提案書の構成や記載内容を変えない範囲であれば、投影用に加工してよろしいでしょうか。	提案書の構成及び記載内容を著しく変更しない範囲であれば、投影用に加工することは構いません。
18	実施要領 P7 13. ①	プロポーザル審査委員のメンバーをお教えいただく事は可能でしょうか。可能場合はご提示をお願いいたします。	不正防止等の観点から最優先交渉権者の決定後に公表予定です。
19		委員の所属および役職をご教示ください。	
20	実施要領 P8 13. ③	③評価の配点の詳細についてご教示ください。また、見積金額評価の配点区分（計算式等）があれば、ご教示ください。	公表しておりません。
21	実施要領 P8 13. ③～⑤	各配点が確認できる「配点表」「評価要領」等をご提示していただく事は可能でしょうか。可能の場合はご提示をお願いいたします。	
22	実施要領 P10 18. (3)	本業務の受託者（関連会社含む）は、その後の基本計画・基本設計業務は、受託できないという理解でよろしいでしょうか。本業務を受託し、その後の基本計画・基本設計業務も受託した場合、利益相反になる可能性があると思われます。	本業務の受託者（関連会社含む）が、基本計画・基本設計業務を受託することは利益相反となる可能性があります。基本計画・基本設計業務についての受注制限の内容等については、本業務委託契約後に方針決定します。
23	【別紙】事業関係者役割分担表【3】	(6) 共通業務 3 設計分科会、ワークショップへの出席 ワークショップはどのようなものを想定されていますか？また、頻度としてどの程度を見込む必要がありますか？	必要に応じた関係団体への意見聴取を予定しておりますが、意見聴取の手法等については、基本設計の段階にてワークショップを含め検討する予定です。
24	【別紙】事業関係者役割分担表【4】	(1) 事業者選定支援業務 8 協定書案、契約書案作成 CM r の業務は、発注者若しくは設計社が作成した協定書案、契約書案の確認、助言等を行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	様式集 書式 1 ～10	参加表明書、見積書等の様式で、事業者名称、代表者氏名の欄に「印」の記載がないものは、実印不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。